



海と太陽とみどりの中で
ひとが輝きまちが輝く湘南・茅ヶ崎

公民連携(PPP)事業手法 優先的検討ガイドライン

平成 29 年 1 月

目次

1	はじめに.....	1
2	趣旨	1
3	対象事業等.....	2
4	優先的検討方法	3
5	検討結果の公表	4
6	推進体制等.....	4

1 はじめに

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な行政運営を実現するとともに、地域経済を活性化していくためには、公共施設や設備の建設、製造、改修、維持、管理及び運営（以下、「公共施設等の整備等」という。）に、民間の資金やノウハウを活用していくことが重要であり、多様な公民連携（PPP）事業手法を本市においても、今まで以上に積極的に取り入れていく必要があります。

本市ではこれまで、指定管理者制度、民間委託、PFIなど、民間の資金やノウハウを活用し、市民サービスの充実を図ってきたところですが、今後は、公民連携（PPP）の更なる推進のため、公共施設等の整備等にあたり、市の直営といった従来手法に優先して、多様な公民連携（PPP）事業手法を検討することとします。

2 趣旨

本ガイドラインは、「公民連携推進のための基本的な考え方」（以下「基本方針」という。）の第10「公民連携推進のための方策等」（P24）の第11項「優先的な検討の実施」（P26）を別に定め、基本方針を補完するものです。

公共施設等の整備等を行うための基本構想や基本計画を策定する場合などには、基本方針及び本ガイドラインに基づき、優先的な検討に取り組むこととします。

3 対象事業等

(1) 対象事業

市で実施する次の公共施設等の整備等については、従来手法に優先して、基本方針第7（P18～19）に示す多様な公民連携（PPP）事業手法の導入を検討することとします。なお、事業費が次に掲げる金額を下回っていても、多様な公民連携事業（PPP）手法の導入について、検討することができるものとします。

- ① 事業費の総額が10億円以上の公共施設等の整備等
- ② 単年度の事業費が1億円以上の公共施設等の整備等

(2) 対象事業の例外

前項の規定に関わらず、次に掲げることについては、優先的な検討の対象から除くこととします。

- ① 災害復旧など緊急に行う必要がある公共施設等の整備等
- ② 民間のノウハウの余地が限定的と考えられる公共施設等の整備等

4 優先的検討方法

従来手法に優先して、多様な公民連携（PPP）事業手法の検討は、次の流れ（基本方針第8（P19～20））で実施することとします。

(1) 第1ステージ（簡易な検討）

第3（P2）に規定する、従来手法に優先して検討する対象事業について、その期間や特性並びに規模などを踏まえ、当該事業の品質を確保することに留意し、多様な公民連携（PPP）事業手法（別紙1）の中から、最も適切な手法を選択するものとします。また、適切な手法を選択する際に、ひとつの手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとします。

次に、選択した公民連携（PPP）事業手法と従来手法との間で、各費用の総額などを、シート（別紙2）に基づき比較を行うことで、選択した手法の導入適否を評価するものとし、また、複数の手法を選択した場合においては、それぞれの手法についての費用などを求め、その中で各費用の総額などが最も低い手法と従来手法との間で、同様な比較及び評価をするものとします。

当該事業と同種の事例や過去の実績に照らし、指定管理者制度などの手法の選択が適切と認められる場合においては、それぞれのステージ（簡易な検討及び詳細な検討）を経ることなく、その当該事業について、それらの手法を選択できるものとします。

なお、過去の実績が乏しいことなどにより、選択した公民連携（PPP）事業手法における導入適否の評価が困難である場合には、民間事業者への意見聴取を踏まえた導入適否の評価など、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により、選択した公民連携（PPP）事業手法の導入適否を評価することができるものとします。

☞ ポイント

簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタントなどを活用せず、当該事業主管課が自ら、候補とされた公民連携事業手法の導入適否を評価する段階です。このことにより、この段階で、明らかに公民連携事業手法導入の見込みがない公共施設等の整備等について、公民連携事業手法を導入しないこととすることができ、無用な調査に要する費用を削減することができます。

（内閣府「PPP/PFI 手法導入優先的検討規定策定の手引き」より）

(2) 第2ステージ（詳細な検討）

第1ステージにおいて、導入に適すると評価した従来手法に優先して検討する対象事業について、詳細な検討を行い、改めて公民連携（PPP）事業手法の導入適否を評価するものとします。

第2ステージにおいては、専門的な外部コンサルタントなどをアドバイザーとして活用し、より詳細な公民連携（PPP）事業手法と従来手法との費用などを比較することで、公民連携（PPP）事業手法の導入適否を評価するものとします。

なお、詳細な検討を実施する場合には、その必要な予算の要求や措置を行うものとします。

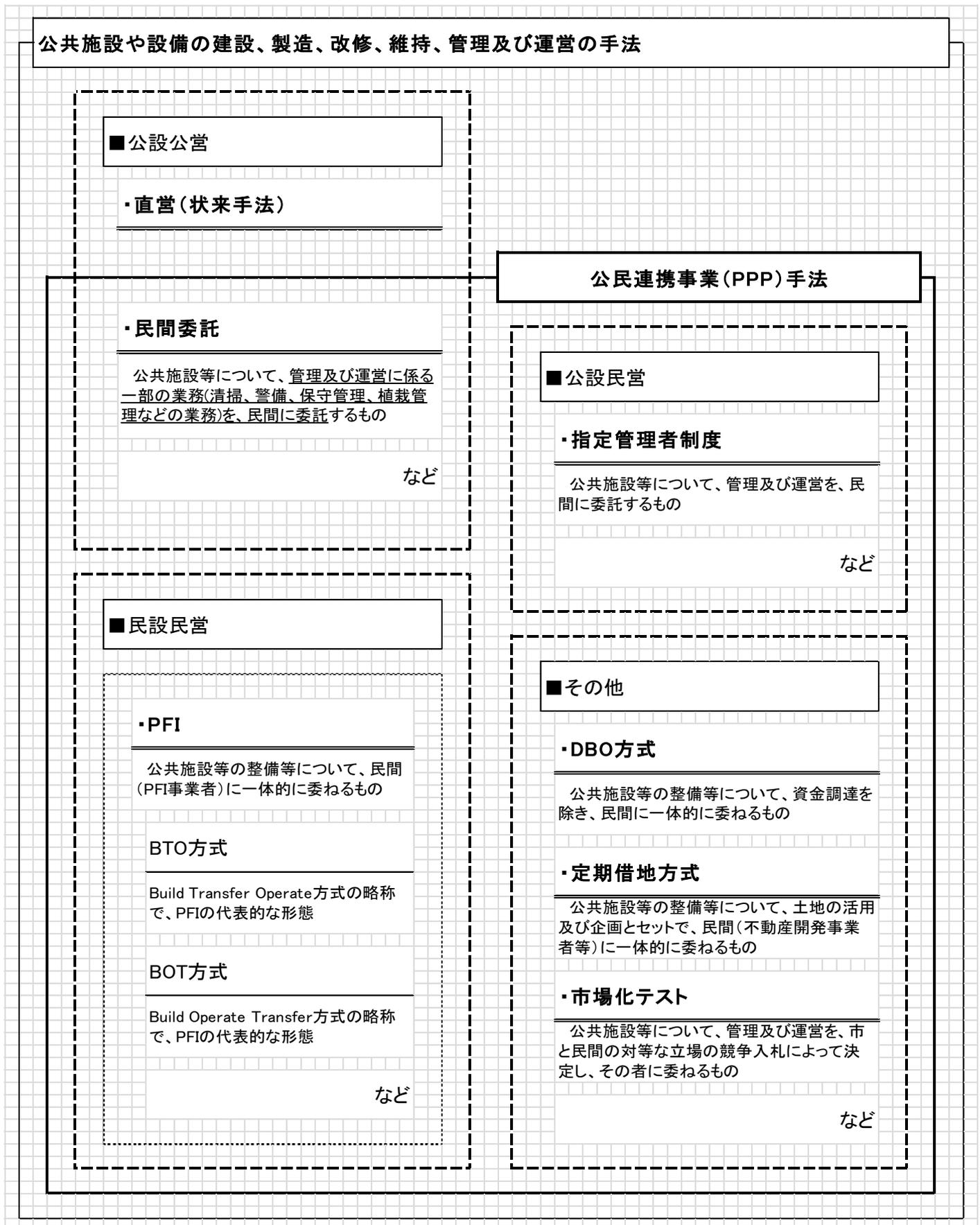
5 検討結果の公表

第4第1項（P3）または第2項（P4）において、第3（P2）に規定する、従来手法に優先して検討する対象事業について、公民連携（PPP）事業手法の導入に適しないと評価した場合には、シート（別紙2）を、インターネット上で公開するものとします。

6 推進体制等

公民連携（PPP）事業手法の導入にあたっては、当該事業所管課が主体となって進めて行くこととなりますが、検討段階から運営段階まで長期にわたり、財政や法務等の専門的な知見を要するため、全庁的な協力体制のもと取り組む必要があり、このことに係る職員の知識の向上を図るため、研修などの必要な措置を講ずることとします。

また、公民連携（PPP）事業手法の優先的検討の推進のためには、第4に示す第1ステージ（簡易な検討）において、その内容をチェックする機能の強化が重要であり、庁内横断的な会議体を活用することや、外部有識者で構成する附属機関へ客観的かつ専門的な意見を求めることなどで、その強化を図っていくこととします。



事業名	
-----	--

事業担当部局名	
---------	--

用地等	場所		
	敷地面積		km ²
	規制等		
	用途		
	建ぺい率		%
	容積率		%

	公民連携事業手法	従来手法
--	----------	------

概要		
----	--	--

選択手法		
------	--	--

事業期間	整備等	年	年
	運営等	年	年

VFM	%	%
-----	---	---

総事業費	億円	億円
------	----	----

整備等費用	億円	億円
-------	----	----

運営等費用	億円	億円
-------	----	----

資金調達費用	億円	億円
--------	----	----

調査等費用	億円	億円
-------	----	----

その他費用	億円	億円
-------	----	----

利用料金等収入	億円	億円
---------	----	----

	想定選択手法導入効果	%
--	------------	---

備考		
----	--	--

